

「ふれあいサロン」事業運営に対する助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしや家に閉じこもりがちなどにより、寂しさや不安を抱える高齢者等が、地域の中でいきいきと暮していけるように「福祉推進員」がサポートするとともに、悩みを持つ方のニーズを掘り起こすなど、安心して生活できる地域社会づくりを担う「ふれあいサロン」事業に対して、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が助成金を交付し、地域福祉の推進を図るため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ふれあいサロン」事業とは、ふれあいサロンを身近な所に開設して地域の方々との交流の場をつくり、高齢者等が生きがいのある日常生活が送れるよう支援する活動をいう。

2 この要綱において福祉推進員とは、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会福祉推進員設置要綱に基づき、会長から委嘱を受けた者をいう。

(助成事業)

第3条 助成の対象となるふれあいサロンは、次に掲げる要件を満たし、会長が適当と認めたものとする。

- (1) 福祉推進員が代表を務めること。
- (2) 「ふれあいサロン設置登録届出書」（様式第1号）を会長に提出すること。
- (3) 代表者が中心となり対象者、協力者との協働で企画し、運営すること。
- (4) 原則として、個人宅及び公共施設等で実施すること。

2 「ふれあいサロン廃止届出書」（様式第2号）が提出されたふれあいサロンは助成対象外とする。また、次に掲げる活動は対象外とする。

- (1) 趣味の会、同好会等の一部の限られた者が参加する活動
- (2) 政治、宗教を伴う活動
- (3) 営利を目的とした活動
- (4) 市の補助金制度が設けられている活動

(助成金の種類と額)

第4条 助成金の種類と額は、次に掲げるものとし、会長が適当と認めたものについて、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) ふれあいサロン立上げ準備助成金 ふれあいサロンの開催に必要な、急須、湯飲み、食器等の物品、消耗品、また、レクリエーションの実施に伴う物品の購入とし、限度額2万円以内とする。
- (2) ふれあいサロン事業助成金 1回の開催につき、参加者数に応じて次のとおり交付する。なお、参加者数とは、福祉推進員や協力者等を含めるものとする。

ア 参加者数10人以下 1,500円

イ 参加者数11人以上20人以下 2,000円

ウ 参加者数21人以上 2,500円

また、会場として有料の施設を利用する場合の使用料、設備機器の使用料を併せて加算するが、会場の使用料を要しない施設の利用に努めることとする。なお、個人宅を利用する場合は、

1回の開催につき500円とする。

(3) ふれあいサロン歳末特定事業助成金 地域住民の参加を促し、ふれあいサロンの周知を目的として、12月、1月に特定事業を開催する場合、参加者数に応じて次のとおり交付する。

ア 参加者数10人以下 限度額10,000円

イ 参加者数11人以上20人以下 限度額20,000円

ウ 参加者数21人以上 限度額30,000円

2 前項第2号に規定する助成金は、4か月ごとに4万円を限度に交付し、開催回数は、1か月間に5回を限度とし、6回以上は助成金の対象としないものとする。

3 第1項の規定による助成金の交付を受けて購入した物品等は、福祉推進員が管理・保管の徹底を図るものとする。

(申請書の様式等)

第5条 代表の福祉推進員は、前条に規定する助成金の交付を受けようとする場合は、次の書類を会長に提出するものとする。

(1) ふれあいサロン立上げ準備助成金 「ふれあいサロン立上げ準備助成金申請書」(様式第3号)

(2) ふれあいサロン事業助成金 「ふれあいサロン事業報告書兼助成金請求書」(様式第4号)

(3) ふれあいサロン歳末特定事業助成金 「ふれあいサロン歳末特定事業助成金申請書」(様式第5号)及び「ふれあいサロン歳末特定事業報告書兼助成金請求書」(様式第6号)

2 前項第2号の提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 前条の交付の決定通知は次の書類により行うものとする。

(1) ふれあいサロン立上げ準備助成金 「ふれあいサロン立上げ準備助成金交付決定通知書」(様式第7号)

(2) ふれあいサロン歳末特定事業助成金 「ふれあいサロン歳末特定事業助成金交付決定通知書」(様式第8号)

(助成金の交付方法)

第7条 第4条第1項に定められた助成金の請求があった場合は、その請求があった日から30日以内に交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定については、同年4月1

日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	開 催 月	提出期限
1 期	4月・ 5月・ 6月・ 7月	8月15日
2 期	8月・ 9月・ 10月・ 11月	12月15日
3 期	12月・ 1月・ 2月・ 3月	4月10日